



婚活の相手に デート代を 返さないといけない？

弁護士 東 麗子

最近、用語としてすでに定着した感じのある「婚活」ですが、婚活に伴うトラブルも増えているようです。婚活は、お見合いなどと違って、間に必ずしも両者に通じる人が入らないということ、また、一時話題となっていた出会い系とも違うのは「真剣に結婚を考え、求めていることが前提となっている場所」ということから、一度こじれるとあとあとまでトラブルになってしまうことが多いようです。

今回は、そんな「婚活」にまつわるトラブルの一つについて検討していきたいと思います。

Aさんは、仕事も忙しく、これまで結婚を考えたことはありませんでしたが、親も心配しているし、そろそろ本気で結婚相手を探そうと考え、婚活サイトに登録し、サイトを介して知り合った男性と何回かデートをしました。しかし、相手の男性と価値観が違うと感じ、結局お断りをしてしまいました。

ところが、数日後、相手の男性から、デートの際にあげたプレゼントや食事代、一緒に行ったコンサートのチケット代を返すように言われました。Aさんは、男性の要求にしたがって、もらったプレゼントや食事代等を返さないといけないのでしょうか。

◆—解説

交際をやめたとたん、相手にプレゼントの返還や食事代を求めるなんて、端からみると、とてもケチな人に見えてしまいますね。トラブルにはなってしまいましたが、Aさんは、この人と結婚しなくて本当によかったですね。

端的に言うと、Aさんは、男性の要求に従う必要はありません。

まず、プレゼントですが、プレゼントは民法上「贈与契約」にあたります。贈与契約は、無償で相手方に物や

お金をあげたことを約束する契約で、「無償で」というところがポイントです。無償であげる約束をしたのですから「それを返せ」と言うことはできません。

贈与契約のなかにも、一般に「負担付贈与契約」と呼ばれるものがあり、例えば、親の介護をすることを条件に、親から不動産を贈与される、ということもありますが、交際を継続する、とか、結婚する、ということと引き替えに贈与契約を締結することは、公序良俗に反して無効となってしまいます。

なお、プレゼントをあげた側が、別れた後になって、「そもそもプレゼントはこういった公序良俗に反する贈与契約だった」と言って無効を主張することもできません。都合のいいときだけ「贈与契約」と言っておいて、別れたら「実は、公序良俗に反するので無効でした」などとその張本人が言うことはできない、とされています。

食事代やコンサートのチケット代金も、プレゼントと同じで、すでにあげてしまったものについて返還を求めることはできません。

ただし、これは全て、Aさんが真剣な交際だった場合に限りです。はじめから、交際を継続する気もなく、ただ相手から金員を巻き上げる目的であった場合には、話は違ってきます。婚活を利用した、いわゆるデート商法被害の話もよく聞くところです。婚活サイトであっても、お相手選びは慎重に。

執筆者プロフィール

東 麗子（ひがし れいこ）

弁護士（第二東京弁護士会） 東京都立大学法学部卒業

悪徳商法など消費者問題を中心として、幅広く一般民事事件および刑事事件を取り扱う。

趣味は、読書、旅行。